

再チャレンジプログラム 第7回（平成26年民事訴訟法）

弁護士 春田 尚純

第1 司法試験の民事訴訟法の特徴等精進

1 既存の知識の応用型が多い

民事訴訟法では、既存の知識・判例を応用又は乗り越える論述を要求されることが多い。

例えば、今回のように「判例はこうだけど、本件には射程が及ばないと主張してみて」、「判例はないけどこういう観点から立論してみて」などというものである。

当然、非常に難しい。ただ、難しい分、受験生の答案も全体的に出来が悪くなる傾向がある。

→無理のない範囲で、当たり前のことを書くだけで、点数が付きやすい科目。

具体的には、

① 質問に正面から答える！

このような難しい問題を見ると、焦る。おそらく、全受験生が焦る。

焦ると、「念のために、あれも書こう、これも書こう。不安だから」としがち。

これでは論点がぼやける。でもこういう受験生は多い。

→聞かれていることに真正面から答えて、その答えを導くのに必要な論述を心掛けると、非常に好印象。

（例）設問1「訴訟上の和解に表見法理を適用することの可否に絞って考える」

「本件和解の訴訟法上の効力を維持する方向で立論」

→答案：「本件には判例の射程が及ばないため、本件和解は依然として効力を有する。以下、詳述する」

② ヒントは全部使う

司法試験委員も、ノーヒントでこのような難しい問題を出さない（もしノーヒントで出して各自が自由に論述されると採点の仕様がでない）。なので、民訴では、いつもヒントが与えられる。

このヒント1つ1つに点数がふられているはず。なので、すべてのヒントを使い切ること。

（例）設問1「取引行為と訴訟手続の違い」「手続の不安定を招く」を持ち出すことに説得力はあるか、訴訟行為として効力が否定されるとして、私法上何の効果も生じないのかといったあたりも・・・。

→答案では、これら1つ1つにナンバリングして枠組みを構築。

③ 比較的シンプルな理屈でOK

以上のように、ヒントごとにナンバリングしたら、あとは自分でその枠の中で頑張って論述する。一見難しそうだけれども、単純に言えば、「①判例はこういってる、理由はA,B,C。②本件では、Aは妥当しない、Bも妥当しない、Cも妥当しない。③なので射程は及ばない」などというシンプルなもので十分なケースもある（例外もあるのでいつもではない、あくまでイメージ）。

④ キレイな文章で書く

以上のように、ヒントごとにナンバリングしたら、あとは自分でその枠の中で頑張って論述する。しかし、混乱しながら書く受験生がほとんど。文章が汚くなる。

→キレイな文章で書くと、印象点が跳ね上がる。

2 点取り問題は満点を取る勢いで書く

とはいえ、すべての問題が難しいわけではない。1問くらいはスタンダードな問題があることが多い。

ここで大切なのは、点取り問題はほぼ完璧に書けるようにしておくこと。

正直、難しい問題の論述の内容で差がつくことはほぼないと思ってよい。

こういった普通の問題をいかに得点するかが重要！

第2 今後の方針

民訴法は、事前準備しにくい。

なぜなら、刑法や会社法のように、用意した論証パターンなどを使いまくる科目ではないからである。

問われているのは、民訴法の勉強の過程で身に着けた法的思考力の有無である。

換言すると、見たことのない問題を、既存の判例や条文からどのように理論武装できるかを問われている（その意味では、ロースクール民訴は、この理論武装の仕方を勉強するためのツールとしては有意義）。

3年生以降の意識としては、判例を単に覚えるだけではなく「なぜこの帰結になるのか、こういう不具合が出たらどうするのか」などと常に「なぜ？なぜ？」を意識して、自分なりに納得するまで考えるくせをつけることである。

以上